

果樹農業振興基本方針のポイント（案）

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業をめぐる状況と果樹政策の方向に関する基本的な考え方

○基本的認識

果樹農業が高齢化の進展、後継者不足、消費不況により厳しい状況におかれているという認識の下、永年性作物である果樹の特性に着目し、多様な消費者ニーズに即した果実の提供に関し、6次産業化の視点も踏まえ、川上から川下まで含めた多様な客体に対して幅広い支援策を講じる。

○産地のビジョンの確立と実践

産地自らが、多様な戦略を検討したうえで、目指すべき産地の姿を明確に位置づけたビジョンを確立し、その振興を図る。

○消費者ニーズに対応した果樹生産の推進

産地の販売戦略のもと、消費者ニーズに沿った品目・品種構成への改植等を積極的に推進する。需要が増加している加工向け供給も視野に入れる。また、長期間を要する新品種・省力化技術の開発に係機関一体となって取り組む。

2 果樹農家の経営安定に係る取組

○意欲ある農業者への支援と後継者の確保

産地の戦略に基づき意欲ある農家が行う取組に対し幅広い支援を行う。優良品目・品種への転換や、園内道整備、傾斜の緩和等の園地の基盤整備等を推進するとともに、種苗の定植後発生する未収益期間の支援手法を検討する。

○需給調整や自然災害対策の適切な推進

依然として生産年により需給バランスが大きく変化する場合があることから、生産量の多いうんしゅうみかんとりんごについては引き続き需給安定措置を実施し、価格の安定を図る。また、出荷集中により価格の変動があるその他の品目についても取組方法を検討する。

○農業所得の確保を目指した制度の検討

セーフティーネット措置として、気象災害による減収を補てんする果樹共済への加入を促進するとともに、現在の果樹共済の加入率が低位に推移していることにもかんがみ、関連制度全体の見直しの中で、より農家の経営安定に資する制度の方向を検討する。

3 国産果実の需要維持・拡大

- 毎日くだもの200グラム運動の一層の推進

これまでの推進手法の課題を踏まえ、より具体的に、対象を明確にした新たな推進手法を検討する。

- 需要創造のための新商品・新商材の開発

国産果実を使用した新商品・新商材の開発や原料の安定的な供給経路を構築することにより、国産果実の加工需要を創造する。その際、カットフルーツのような生食用の販売形態等、消費者ニーズに応えた新たな商品群の開発と販売手法も検討する。

4 国産果実の輸出振興

農家や産地が輸出を所得向上のための新たなツールとしてとらえ、輸出を見据えた産地を育成する。具体的には、専用園地における生産の促進、輸出先国の残留農薬基準に対応した防除方法の実証、輸出先国に対する残留農薬基準設定のため的具体的アクション等を進める。

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

- 主要品目ごとの栽培面積、生産量の見通しを設定する。

第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

○主要品目ごとに、高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間及び降水量に関する基準並びに気象被害を防ぐための基準を設定する。

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

○目標とすべき10アール当たりの生産量、労働時間と、代表的な経営類型ごとに経営モデルを示す。6次産業化の視点も踏まえ多様な経営体を盛り込む。

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

1 果実の流通の合理化

- 販売・流通形態の変化に応じた販売・加工原料の安定供給の推進

産地自らが果実専門店、食品スーパー等の多様な販売形態に即して果実の品質や出荷形態を見直すなどの取り組みを戦略的に進める。コンビニエンスストア等の食品販売店、消費者への直接販売等幅広い販売形態に対応した取り組みを強化する。

- 流通コストの低減

環境負荷の低減を図る観点から流通形態を見直すとともに、リサイクル可能な通い

コンテナ等を使用した流通システムの確立、モーダルシフトや地域の集出荷場の統合・再編を含む低コスト輸送体制の整備に向けた取組を推進する。また、電子タグ等の活用により、取引情報と物流の合理化を推進する。

2 果実の加工の合理化

○高品質果実製品による新たな需要開拓

国産果実を原料としたストレート果汁等の高品質果実製品の生産を推進するとともに、多様化する消費者ニーズに対応しつつ、国産ならではの商品開発、消費者の健康志向・果実の機能性に着目した製品の開発・生産等を推進し、新たな需要開拓を促進する。

○かんきつ果汁工場の再編・合理化

搾汁部門の多くが赤字となっていることから、一部工場の廃止や統合も視野に入れた再編合理化を推進する。不良採算部門の整理を前提に、多様な原料の確保や新商品の開発等を通じて、経営の厳しい工場の再生を促進する。

第6 その他必要な事項

1 食の安全と消費者の信頼の確保

○生産段階における取り組み

たい肥の施用等の果樹生産の基盤となる土づくりを基本とし、化学合成農薬の使用を減少させるフェロモン剤や草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。さらに、食品安全に加え、環境保全、労働安全のための農業生産工程管理（GAP）の導入を着実に進める。

○食品に対する消費者の信頼の確保

果実及び果実製品のトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとってわかりやすい食品表示のありかたを検討する。また、果汁等加工品の原料原産地表示の義務付けを着実に推進する。

2 バイオマスの活用

果実の搾汁時等に発生する加工残さや、剪定枝等のバイオマスについては、これを飼料、たい肥等への活用を推進し、環境負荷の低減を図る等循環型社会の形成を目指す。

—以上—